平成２６年（フ）第３１号
札幌市豊平区中の島２条２丁目５番１―502号
債務者　前島　純子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　知里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６９号
佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1665番地14
債務者　待永　義則
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　　中
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２６２号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1114番地２―503号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷749番地14
債務者　山﨑　武仁
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植木　博路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８０号
新潟県三条市福岡331番地１
債務者　五十嵐東司
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻澤　広子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１６６号
佐賀県杵島郡白石町大字築切1135番地１
債務者　前田　　浩
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３号
佐賀県伊万里市伊万里町甲287番地
債務者　金子　里香（旧姓阪本・西）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７６９号
熊本市北区梶尾町779番地35
債務者　長村　雅美
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７７５号
熊本市東区長嶺南２丁目８番22―203号
シャトレ長嶺、前住所熊本市東区戸島西１丁目34番５号　エクセレントビュー102号室
債務者　藤本　るみ
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３号
熊本市中央区大江２丁目17―７　エステート大江101号、住民票上の住所熊本市中央区九品寺５丁目14番34―506号　２Ｃ―１
債務者　内田　伸江（旧姓田﨑）
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５５号
宮城県大崎市三本木字町浦19番地、従前の住所宮城県大崎市三本木新町１丁目２番28号
債務者　高橋　廣子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
宮城県大崎市岩出山下野目字新小泉117番地岩出山下野目住宅16号、従前の住所宮城県大崎市岩出山字前毘沙門91番地
債務者　越川マキ子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
兵庫県川西市絹延町１番７―204号、前住所兵庫県川西市丸山台２丁目１番地の62
債務者　小川智江美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３０３号
兵庫県宝塚市安倉中５丁目３番15―201号、前住所京都府宇治市木幡御蔵山39番地の1260
債務者　田中　　萌
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第６７０号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目74番地　シェモア園田402
債務者　堀田　富昭
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６４１号
北九州市若松区東畑町３番６号
債務者　上平田民江
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７４４号
北九州市八幡西区南鷹見町10番１―101号
債務者　中崎華良子（旧姓村上・大森）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８０６号
北九州市小倉南区上吉田３丁目23番11―102号
債務者　岩男　祥司
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部